

日立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

日立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

非常勤消防団員の処遇の改善を図るため、本条例を制定するものであります。

日立市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に
 関する条例の一部を改正する条例

日立市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
 (昭和31年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表補助機関の項中

「

消防団員	団長	年額	80,000	出動1回につき 2,500円 (訓練の場合は、 2,000円) を加算する。	〃
	副団長	年額	63,000		〃
	分団長	年額	45,000		〃
	副分団長	年額	40,000		〃
	部長	年額	35,000		〃
	班長	年額	33,000		〃
	団員	年額	30,000		〃
	機関員	年額	31,000		〃

を

」

「

消防団員	団長	年額	82,500	災害1日当たり 8,000円	〃
------	----	----	--------	-------------------	---

副団長	年額	69,000	(4時間未満の場合にあっては、 4,000円)、 警戒1日当たり 4,000円、 訓練等1日当たり 2,000円 を年額に加算する。	〃
分団長	年額	50,500		〃
副分団長	年額	45,500		〃
部長	年額	37,000		〃
班長	年額	37,000		〃
団員	年額	36,500		〃
機関員	年額	37,000		〃

に

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

1 非常勤消防団員の年額報酬額を次のとおり改めることとした。

(1) 基本額

職 名	報酬区分	報酬額（円）			
		改正後	改正前	引上げ額 （参考）	
消 防 団 員	団 長	年額	82,500	80,000	2,500
	副 団 長	年額	69,000	63,000	6,000
	分 団 長	年額	50,500	45,000	5,500
	副分団長	年額	45,500	40,000	5,500
	部 長	年額	37,000	35,000	2,000
	班 長	年額	37,000	33,000	4,000
	団 員	年額	36,500	30,000	6,500
	機 関 員	年額	37,000	31,000	6,000

(2) 加算額

種 別	改正後		改正前	
	報酬区分	報酬額（円）	報酬区分	報酬額（円）
災 害	1 日 (4 時間未満)	4,000	1 回につき	2,500
	1 日 (4 時間以上)	8,000		
警 戒	1 日	4,000	1 回につき	2,500
訓 練 等	1 日	2,000	1 回につき	2,000

※ 災害等に従事した場合は、種別に応じた報酬額を基本額に加算する。